

# 平成 2 2 年度 包括外部監査の結果に対する改善措置

## 目次

1 . 監査結果 < 指摘事項 > に対する改善措置 . . . . .	1
2 . 意見に対する改善措置 . . . . .	3

監査結果<指摘事項>	改善措置
<p>1 意思決定の決裁体制の整備について (4-2-3頁) 利用部門の長が起案し、整備部門の長が承認を行う等の部局横断的な決裁体制の整備の検討が必要。大規模改修についても決裁を受けるよう規則を見直すことが望まれる。</p>	<p>部局横断的な決裁体制の整備等について関係部局と協議の上、平成23年度中に公有財産事務取扱規則を改正する予定である。(総務部管財課)</p>
<p>2 不法占用への対応について (4-2-10頁) 吾妻川廃川敷地について、不法占用者の所在が不明のまま放置された状態が続いており、適切な対応が取られていない。</p>	<p>所在確認を行った結果、相手方の所在が判明したため相手方宅を訪問し、対象地の買受けを要請した。不法占用状態解消のため、引き続き交渉する。(県土整備部監理課)</p>
<p>3 境界標柱等の設置について (4-2-11頁) 境界標柱の設置により、不法占用の発生を防止すべき。ただし、問題ないと判断された場合は、実施を見合わせる事ができる旨の規程整備も検討すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぐんま学園は、不法占用等を防止するため、管理等を徹底し、売却する場合には境界確定を行う。(健康福祉部ぐんま学園)</li> <li>・ 元太田高等技術専門校は、今後、関係機関と調整の上、境界確定の手続を行う。(産業経済部職業能力開発課)</li> <li>・ 指摘の趣旨に沿って、廃川敷地及び廃道敷地に境界標柱の設置を見合わせる場合の取扱いについて、総務部管財課と打合せを開始した。平成23年度中に対応する。(県土整備部監理課)</li> <li>・ 高崎財務事務所長公舎跡地は、平成22年10月に県有地及び管理者を明示した看板を設置済み。(西部県民局西部行政事務所)</li> </ul>
<p>4 借地上の県有建物の登記について (4-2-13頁) 借地上で地上権、賃借権の設定登記がなされていない場合には、建物保存登記を行うべき。</p>	<p>今後、借地上の県有建物の取扱いについては、登記を確実に言い適正に処理する。 なお、指摘の建物については、平成23年8月末で解体し用途廃止したため登記は行わない。(警察本部吾妻警察署)</p>
<p>5 貸付手続が執られていない土地について (4-2-14頁) 伊香保町観山荘について、渋川市の市道となっている土地は無償貸与の状況にあるが、県有財産の貸付に関する手続が執られていない。</p>	<p>渋川市が市道として使用している現状を鑑みて、平成23年度中に、渋川市と協議を行う。(健康福祉部健康福祉課)</p>
<p>6 使用許可をした財産の協定書の整備について (4-2-15頁) A 協定書において、館林市は自動車整備実習場を専門校の管理目的として利用するとしているが、協定書に記載されていない利用をしている。 B 建物の安全管理は館林市が行うこととされているが、保健福祉事務所や動物愛護協会も使用しており、建物管理責任が明確でない。</p>	<p>A 市が利用を希望する自動車整備実習場を含む一部建物について、県と市で協議した上で、平成23年4月1日付けで県有財産使用貸借契約を締結した。(産業経済部職業能力開発課) B 市と締結した協定書を県有財産使用貸借契約に変更するとともに、本館1階については、職業能力開発課から供用の承認を受けている館林保健福祉事務所と動物愛護協会との間で、平成23年3月17日付けで県有財産使用貸借契約を締結させ、協会の管理責任を明確化した。(産業経済部職業能力開発課)</p>
<p>7 駐車承認証の掲示について (4-2-15頁) 駐車場の使用者は「駐車承認証を自動車の正面から確認できる位置に</p>	<p>平成23年度の駐車承認に当たって、承認書を必ず掲示することを使用者に徹底した。さらに、行政事務所において定期的にチェックを行い、掲示がされていない場合は承認を取り消すこともある旨、周知徹底するとともに、定期的にチェックを行った結果、掲示</p>

<p>掲示しなければならない」とされているが、現場往査時には、駐車している車に駐車承認証が掲示されていなかった。</p>	<p>するように改善された。(利根沼田県民局利根沼田行政事務所)</p>
<p>8 適切な分掌替えの実施について (4-2-18頁) 湯捨曾川廃川敷地について、廃川敷地と道路敷地を交換し、既に道路敷地となっていることから、道路管理者へ分掌替えをすべき。</p>	<p>対象財産を、平成23年2月17日付けで道路管理課へ分掌替えした。(県土整備部監理課)</p>
<p>9 国庫補助金の支給目的に合致した利用実態の有無について (4-2-20頁) A 国庫補助金の返還義務については、国の判断であるが、用途変更の事務的問題以前に、補助金支給目的に合致した利用実態の有無が問われるものと考えられる。実態に即した対応を行うことが必要である。 B 上記のとおり、財産区分は行政財産としているが、実態に対応して普通財産として区分すべき。</p>	<p>A 旧沼田保健福祉事務所は、昭和52年度に、保健所施設整備費国庫補助事業として整備されたものである。現在、保健所としての利用は、公文書の保存等にとどまっていることから、国の通知(平成20年4月17日付健発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」)において示されている「包括承認事項」案件として、平成23年12月末までに、厚生労働省に対して財産処分(転用)の報告手続を行う。(健康福祉部健康福祉課) B 上記の転用手続に基づき、平成23年度中は公文書等の保管用倉庫として利用するため行政財産とするが、より有効な利活用等について検討するため、平成23年6月に県民局内に検討会を設置し、倉庫としての必要性の有無、取り壊した場合の費用、また、代替施設を建設した場合の費用等について詳細に調査・検討し、報告書を10月に取りまとめた。 今後、関係機関と協議の上、財産区分も含め、対応について決定する。(利根沼田県民局利根沼田行政事務所)</p>
<p>10 公有財産に関する調書の修正漏れについて (4-2-23頁) A 館林警察署分福交番が、平成18年度に廃止されたが、調書から削除されていなかった。 B 前橋警察署住吉町交番が、建て替えて借受財産となったが、調書から削除されていなかった。 C 平成16年度に売却された財産及び平成19年度に売却された財産が、調書から削除されていなかった。</p>	<p>A、B いずれも公有財産管理システム上の入力漏れに起因するもので、修正を完了した。公有財産の処分手続について、複数人で点検・確認を確実にし、適正に事務手続を実施するよう改善する。(警察本部警務部会計課) C 対象財産を、平成23年1月7日付けで公有財産に関する調書から削除した。(県土整備部監理課)</p>
<p>11 公有財産に関する調書の二重計上について (4-2-24頁) 身体障害者リハビリテーションセンター再編用地は、普通財産に地積34,624.00㎡が計上されているが、行政財産の66,366.21㎡の中にも同面積が含まれており二重計上となっている。</p>	<p>平成13年度に公有財産管理システムに登録した「行政財産」のデータを抹消し、平成21年度に登録した「普通財産」のみの記載に修正した。(健康福祉部障害政策課)</p>
<p>12 公有財産に関する調書の区分について (4-2-24頁) 行政財産(公用)に計上されている県民健康科学大学学生用施設用地は、公共用財産(行政財産(公共用))として計上すべき。</p>	<p>行政財産(公用)に計上されている県民健康科学大学学生用施設用地を平成23年3月31日付けで公共用財産(行政財産(公共用))に計上した。(県立県民健康科学大学)</p>

<p>1 3 売却予定地の管理等の徹底について (4-3-7頁) 高松町県有地は、高崎市の高崎城趾地区の指定により売却が著しく困難になった。売却予定地の管理や状況把握について注意を徹底する必要がある。</p>	<p>市町村の都市計画決定等に関しては、県土整備部都市計画課から情報提供を受ける体制を平成22年度に整備したが、今後も売却予定地に関しては、細心の注意を払って管理や状況把握に努める。 (総務部管財課)</p>
<p>1 4 取引外の無償役務提供の是正について (4-3-8頁) 企業局に賃貸している範囲外の植栽の手入れを企業局の負担で行っているが、負担の根拠が明確でない。無償の役務提供と賃貸を簿外で相殺する取引は望ましくない。</p>	<p>平成23年度中に企業局と協議し、平成24年度から契約の適正化を図る。(総務部管財課)</p>
<p>1 5 総務省アスベスト調査への対応について (4-8-1頁) 総務省の「アスベストの除去状況及び今後の使用実態調査の予定に関する調査」について、平成18年9月の法令改正後の報告基準に沿った調査が行われていない施設が見受けられた。 総務省への報告は、報告基準に従い正確に行うこと。また、法令改正後の報告基準に合致した調査が未了の施設については、可能な限り早期に調査を実施することが望まれる。</p>	<p>外部監査人から指摘のあった6施設について再調査したところ、いずれの施設も吹き付けアスベストなど総務省への報告を要するアスベストの含有は認められなかった。 平成23年度に実施が予定されている総務省の調査実施に際しては、各施設管理者に対し、再度報告基準に従った正確な調査を実施するよう要請し、調査の正確性に万全を期す。(総務部総務課)</p>
<p>1 6 公有財産管理システムの入力ミスについて (4-10-1頁) 公有財産管理システムの土地又は建物のデータに誤りがあり、正確なデータに修正されたい。</p>	<p>平成22年度に、正確なデータに修正した。(総務部管財課、環境森林部環境保全課、農政部農政課、産業経済部職業能力開発課、県土整備部建築住宅課、中部県民局渋川行政県税事務所、中部県民局前橋土木事務所、東部県民局館林土木事務所、教育委員会事務局管理課、教育委員会事務局文化財保護課、警察本部警務部会計課)</p>

意見	改善措置
<p>1 県有地利用検討委員会のあり方について (4-1-3頁) 県有地利用検討委員会を「ファシリティマネジメント委員会」として位置付け、最適化管理を担当する組織とすべき。併せて、リストラクチャリング計画の策定や県有財産維持更新基金等の検討が望まれる。</p>	<p>総務部管財課に財産活用係を新設し、平成23年度中にファシリティマネジメントの考え方を取り入れた県有財産活用推進計画(仮称)を策定することとしたため、それに合わせて県有地利用検討委員会のあり方を再検討するとともに、県有財産維持更新基金設置の適否についても検討する。(総務部管財課)</p>
<p>2 管財課と所管課の責任分担について (4-1-4頁) 総務部管財課を整備部門、所管課を利用部門に分担し、総務部管財課</p>	<p>平成20年度から総務部管財課が事務局を務める県有地利用検討委員会において未利用地等の利活用方法を部局横断的に検討しているほか、平成23年度からは総務部管財課に財産活用係を新設し、ファシリティマネジメントの考え方も取り入れて、保有財産の最適化や有効活用を推進することとした。(総務部総務課、管財課)</p>

<p>は財産の取得から処分までの一連の事務を統括すべき。</p>	
<p>3 情報システムの整備について (4-1-5頁) 公有財産のより有効な活用を図るために、公有財産管理システムの機能を強化すべき。</p>	<p>平成24年度に公有財産管理システムの改修を実施する予定である。(総務部管財課)</p>
<p>4 契約内容と実態の乖離について (4-2-5頁) 藤岡中央高校用地の取得に係る土地交換契約書に交換価格の差額相当額の負担が明記されていない。等価であることを示した契約書を整備することが望まれる。</p>	<p>今回の事例に類似するような事例が発生した場合は、起案文書に等価交換に至った経緯等を記載するなどの工夫をするとともに、等価となるように契約書に明記する。(教育委員会事務局管理課)</p>
<p>5 取得と借上げの比較検討について (4-2-5頁) 公舎の建替えにおいて、民間住宅等の借上公舎との比較検討がなされていない。</p>	<p>今後、公舎を建て替える際には、建設した場合と民間住宅等を借り上げた場合のどちらが有利なのか十分な比較検討を実施する。(警察本部警務部会計課)</p>
<p>6 取得と借上げの比較検討について (4-2-6頁) 宿舎の建替えにおいてなされた借上宿舎との比較検討が不十分であった。</p>	<p>今後、宿舎を建て替える際には、建設した場合と民間住宅等を借り上げた場合のどちらが有利なのか十分な比較検討を実施する。(警察本部警務部会計課)</p>
<p>7 不法占用への対応について (4-2-8頁) 天引川廃川敷地について、売買交渉が難航し、売払予定者による無償での占用が2年間継続している。 A 占有者と十分に話し合い事態の收拾に当たるべき。 B 例外的な事件に対しては、所管課は総務部長に報告を行い指示を仰ぐべき。 C 例外的な事件を網羅的に把握する一元的管理の体制を整備すべき。</p>	<p>A 当該物件については、相手方と平成23年中に売買契約することで合意している。(県土整備部監理課) B、C 平成23年度に実施した県有財産の管理実態調査に基づき、不適切な管理状況にある財産については所管課に改善措置を講じるよう指示するとともに、平成24年度中に公有財産管理システムで管理状況を把握できるような仕組みを構築する。(総務部管財課)</p>
<p>8 廃川敷地の管理について (4-2-10頁) 吾妻廃川敷地について、昭和50年に廃川告示がなされて以降、ほとんど管理が行われてこなかった。 A 重要な物件は年に一度は各土地の状況に応じて現地調査を実施し、適切な管理を行う必要がある。 B 所掌替え時には引き継ぎ事項を文書化して決裁を受ける等の仕組みが必要である。 C 現地確認不能で財産価値の低い廃川敷地については、管理に費用をかけることは効率的でないことから早期に売却可能な方法を検討すべき。</p>	<p>A 平成23年6月に平成23年度から平成26年度までの年次計画を作成し、平成23年度分の現地調査を開始した。引き続き、状況把握と適切な管理に努める。(県土整備部監理課) B 財産の所掌替え時の引継事項を文書化し、検証する方法を平成23年度中に作成する。(県土整備部監理課) C 現地調査結果を踏まえ、土地の状況及び特性を考慮して費用対効果を勘案の上、処分方法を検討する。(県土整備部監理課)</p>

<p>9 現況と諸台帳図面等との符号について (4-2-12頁) 現況と諸台帳図面等が符号していない財産は、所管課の責任で放置せず、所定の手続に基づき全庁的に一元管理すべき。</p>	<p>平成23年度に実施した県有財産の管理実態調査に基づき、現況と諸台帳図面等が符合していない財産については所管課に改善措置を講じるよう指示するとともに、平成24年度中に公有財産管理システムで管理状況を把握できるような仕組みを構築する。(総務部管財課)</p>
<p>10 未利用地の譲渡について (4-2-14頁) 伊香保町観山荘の跡地の一部を渋川市が市道として使用している土地については、市への譲渡を無償譲渡も含め検討すべき。</p>	<p>渋川市が市道として使用している現状を鑑みて、平成23年度中に、総務部と調整の上、渋川市と協議を行う。(健康福祉部健康福祉課)</p>
<p>11 管理の実行計画及び実績報告について (4-2-15頁) 所管課が、財産管理の実行計画及び実績を、総務部管財課に報告する体制の整備が望まれる。</p>	<p>平成23年度に実施した県有財産の管理実態調査に基づき、平成24年度中に公有財産管理システムで管理状況を把握できるような仕組みを構築する。(総務部管財課)</p>
<p>12 無償貸付地の売払い・有償化について (4-2-17頁) 群馬県薬剤師会に無償で貸与している土地について、同団体への買取り依頼、又は有償での貸与を検討すべき。</p>	<p>群馬県薬剤師会と平成23年3月8日付けで、県有財産売買契約を締結し、売払いを行った。(健康福祉部薬務課)</p>
<p>13 土地建物の有効利用について (4-2-20頁) 清水町駐車場倉庫を取り壊すことにより、駐車場を集約して、薄根町の土地を別途有効活用する等の検討を行うことが望まれる。</p>	<p>清水町駐車場等の有効活用について検討するため、平成23年6月に県民局内に検討会を設置し、倉庫の必要性の有無、倉庫を撤去する場合にかかる経費、他に保管場所を求めた場合の経費、薄根町駐車場を売却した場合の売却益等、費用対効果も含めた詳細な検証を行い、報告書を10月に取りまとめた。 今後、関係機関と協議の上、対応について決定する。(利根沼田県民局利根沼田行政事務所)</p>
<p>14 未利用財産の普通財産化 (4-2-20頁) 利用していない行政財産は、処分も含め他の利用可能性を積極的に検討する必要から用途廃止、普通財産にすべき。 また、利用予定のない老朽化した建物については早期に解体撤去することが望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高崎財務事務所長公舎跡地は、平成23年7月に用途廃止し、普通財産にした。(総務部総務課)</li> <li>・ 岩神町11号公舎は、平成23年2月に用途廃止し、建物の取壊しを行ったところである。今後は敷地の民間売却に向けて準備を進めていく。(総務部消防保安課)</li> <li>・ 土地、建物とも平成23年5月に用途廃止を行い普通財産とした。建物については利活用可能な状態であるため、早急の解体撤去は行わない。(農政部蚕糸園芸課)</li> <li>・ 烏淵県有林事務所は、烏淵県有林の管理運営等の拠点として設置したが、老朽化や県有林管理形態の変化により、近年利用に供されていないことから、平成23年度中に用途廃止し、解体撤去を行う。(西部県民局西部環境森林事務所)</li> <li>・ 榛名県有林作業舎は、榛名県有林の現場作業、管理等の拠点として設置したが、老朽化や県有林管理形態の変化により、近年利用に供されていないことから、平成23年度中に用途廃止し、解体撤去を行う。(西部県民局西部環境森林事務所)</li> <li>・ 大桁県有林造林小屋は、県有林を整備する際の作業員の休憩施設として設置された。事業量の減少などにより常時利用されていないため、平成23年度中に、廃止や県有林管理業務における荒天時の退避施設など他の利用方法を検討し、最適な利活用についての結論を得る。(西部県民局富岡森林事務所)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧前橋東商業高等学校は、平成23年度中に用途廃止を行い普通財産化する。(教育委員会事務局管理課)</li> <li>・ 未利用の行政財産は、速やかに用途廃止の手続きを行い、普通財産にするとともに、利用予定のない建物について関係部局と協議し早期に解体等の処分を行う。(警察本部警務部会計課)</li> </ul>
15 道路内敷地の管理規定について (4-3-3頁) 現況道路となっている土地の管理規定を整備し、一元管理すべき。	平成23年度に実施した県有財産の管理実態調査に基づき、現況が道路となっている土地を把握するとともに、平成24年度中に公有財産管理システムで管理状況を把握できるような仕組みを構築する。(総務部管財課)
16 土地の有効利活用について (4-3-3頁) 新町県有地は、県有地利用検討委員会で処分を含む有効利活用に向けて、より一層の真摯な検討を行い、その成果を適時に実行することが望まれる。	新町県有地は、平成22年度の県有地利用検討委員会で民間売却の方針を決定済みであり、平成23年度中に一般競争入札を実施する。(総務部管財課)
17 所管土地の状況把握と売却物件の明示について (4-3-5頁) 元林業技術習得のための実習・研修用地は公有財産事務取扱規則に準拠しない占有状況が認められるため所管課が適切に把握すべき。総務部管財課は所管課の管理状況を監視する体制整備をすることが望まれる。当該土地は売却物件である旨明示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年度に実施した県有財産の管理実態調査に基づき、不適切な管理状況にある財産については所管課に改善措置を講じるよう指示するとともに、平成24年度中に公有財産管理システムで管理状況を把握できるような仕組みを構築する。(総務部管財課)</li> <li>・ 占有については、関係者との協議を開始しており、土地の売却に向けた手続と並行して進めている。 また、売却の明示については、売却の手続が整った段階で必要に応じて行う。(環境森林部環境政策課)</li> </ul>
18 売却の検討と売却物件の明示について (4-3-5頁) 元精神医療センターの公舎跡地について、当該土地は袋地であり、接道していないため単独での売却は困難である。進入路を確保するか、周辺と一体の開発により売却する方法も検討すべき。当該地区の開発等を検討している業者に当該土地が売り地であることを明示するため看板を建てる必要がある。	<p>当該土地の売却については、平成20年度から検討を始め、平成22年には、境界確定及び測量、地積更正登記が終了した。当該土地が袋地であることから、売却方法について専門家の意見なども聞きながら検討を重ねている。</p> <p>本年5月、当該土地が売り地であることを明示するため「県有地売払い」の看板を建てた。</p> <p>また、平成23年度中には、地元自治体や周辺土地所有者等と、売払いに向けて協議する。(病院局精神医療センター)</p>
19 土壌汚染調査の実施と土地の有効利活用について (4-3-6頁) A 東芝南県有地について、土壌汚染調査の早期実施が望まれる。 B 県有地利用検討委員会で処分を含む有効利活用に向けてのより一層の真摯な検討が望まれる。	A、B 東芝南県有地は、平成20年度以降、各部局から提案のあった具体的な利用方法について県有地利用検討委員会で検討してきたところである。今後も県有地利用検討委員会における検討を進めるとともに、土壌汚染調査については早期の実施に向けて関係部局と調整する。(総務部管財課)
20 土地の有効利活用について (4-3-8頁) 高松町県有地1、2は、高崎市への権限移譲や県組織再編などを踏まえ、高崎市との情報交換を行い、有効活用の検討が望まれる。	県の平成23年度組織改正を踏まえて、西部児童相談所等の来庁者、公用車等の駐車場は高松町県有地1(非舗装)に集約したところであり、その結果空いた高松町県有地2(舗装済み)は民間委託による時間貸し駐車場としての活用の可否等を調査中である。(総務部管財課)

<p>2 1 暫定利用地の有効利活用について ( 4 - 3 - 8 頁 ) 大渡町二丁目県有地は植栽の必要性、費用負担、利活用面積の増加の再検討が望まれる。県有地利用検討委員会の検討対象とすべき。県企業局に買い取り意思がない場合は契約解除し売却方針を明確にすべき。</p>	<p>平成 2 3 年度中に植栽の必要性、費用負担、利活用面積及び売却の可否などについて企業局と協議する。( 総務部管財課 )</p>
<p>2 2 土地の有効利活用について ( 4 - 3 - 9 頁 ) 高崎合同庁舎 2 について、当該土地は接道していないため、高崎市の区画整理等を待ち、暫定的に駐車場として利用することも検討すべき。隣接地と併せて一体的に開発することも検討の余地がある。</p>	<p>駐車場として利用するためには、進入路の共同所有者 1 6 名(平成 2 0 年度時点)の全員の同意を得る必要があるが、所有関係が複雑などのことから、現時点では事態の進展は困難な状況である。平成 2 3 年度中に総務部管財課と調整し、高崎市の区画整理の計画に注視しつつ、土地利用の可能性について研究していく。( 西部県民局西部行政事務所 )</p>
<p>2 3 土地の有効利活用について ( 4 - 3 - 1 0 頁 ) 県立身体障害者リハビリテーションセンターのリハビリ公園等整備用地について、一部の土地以外は雑草地となっており、有効活用が課題となっている。県有地利用検討委員会において、より実行可能性のある判断を行う必要がある。</p>	<p>売却については、市街化調整区域であること、埋蔵文化財包蔵地であることなどの課題があるため、障害者施設の授産作業等(蕎麦、果樹栽培等)での活用拡大など、有効利用を進める。( 健康福祉部障害政策課 )</p>
<p>2 4 土地の有効利活用について ( 4 - 3 - 1 1 頁 ) 旧籾系技術センターについて、現在、一時的に、埋蔵文化財の保管庫として利用しているが、好立地の当該土地を、使用頻度の低い保管庫に利用することの可否とともに、公有財産の最適活用を目指しての検討が望まれる。</p>	<p>当該土地は市街化調整区域内であり、開発・売却は困難である。今後も収納品が増加することが見込まれることから、引き続き埋蔵文化財出土遺物及び文化財報告書収蔵庫等の教育財産として活用する。 なお、平成 2 3 年 9 月 1 日付けで教育委員会への所管替えを行った。( 農政部農政課、蚕糸技術センター )</p>
<p>2 5 土地の有効利活用について ( 4 - 3 - 1 3 頁 ) A 高崎競馬場跡地は総合利用政策の観点に立って、総合的な県土整備構想の下での検討が望まれる。 B 暫定利用期間の有効かつ安全な利用に向けて次の検討が望まれる。 ア．J R A へ賃貸している敷地の一部を公園として使用しているが、J R A と文書にて合意しておくことが望まれる。 イ．N P O その他の開催する地域のイベント会場として公園等の更なる利用促進を図るべき。 ウ．J R A 等への民有地の転貸について、転貸事務の間接費用等も考慮した地代を検討すべき。 エ．分掌者は、境界未確定の状況を所掌者に報告し、承認を得るべき。</p>	<p>A 高崎競馬場跡地については、第 1 4 次群馬県総合計画(平成 2 3 年 3 月策定)に基づき、本県全体の発展に役立つ利活用を検討する。( 企画部地域政策課 ) B ア．日常の管理は、旧高崎競馬管理室において行い、施設の適正管理及び利用者の安全に努めている。J R A の考えも確認しつつ対応する。( 農政部農政課 ) イ．高崎競馬場跡地については、現在、J R A 等に賃貸していることから、これをさらに N P O 等の第三者に使用させることは難しいが、意見を踏まえ、開かれた環境づくりを検討する。( 企画部地域政策課 ) ウ．地価の下落傾向が続き、景気改善の先行きも不透明な中、賃貸料の引き上げは困難であるが、今後の契約更新時に交渉を行っていく。( 農政部農政課 ) エ．所掌者( 農政部長 )には毎年度当初に現地で状況報告を行っている。( 農政部農政課 )</p>



<p>2 6 土地の有効利活用について  ( 4 - 3 - 1 5 頁 )  旧境町トレーニングセンターについて、県有土地利用検討委員会の対象案件として問題点を整理した上で、困難な課題の対応方針についてしかるべき承認が行われることが望まれる。</p>	<p>旧高崎競馬に所属していた調教師、厩務員等の生活再建の一環として現在の利用を行っているが、旧境町トレーニングセンター単独での跡地利用についても、総合的な観点から検討を継続する。(農政部農政課)</p>
<p>2 7 土地の有効利活用について  ( 4 - 3 - 1 6 頁 )  元群馬県立館林高等技術専門学校は、平成 1 1 年 3 月に閉校した後、1 0 年以上が経過している。現状は、売却又は利用について継続検討という状況にある。長期間未利用地となっているが、早期に全庁的観点での検討を進めることが望まれる。</p>	<p>平成 2 0 年度以降、県有土地利用検討委員会において利活用方法を検討してきたところであるが、敷地内の建物利用者や総務部管財課と協議の上、早期に今後の方針について検討する。(産業経済部職業能力開発課)</p>
<p>2 8 土地の有効利活用について  ( 4 - 3 - 1 7 頁 )  旧前橋東商業高等学校について、建築された建物が比較的新しくまだ十分使用可能な状態である。今後も学校の統廃合により有効活用されない案件が発生する可能性があることから、県全体としての廃校の有効活用が望まれる。</p>	<p>旧前橋東商業高等学校は、平成 2 3 年度中に用途廃止を行い普通財産化したうえで、有効利活用について準備を進める。(教育委員会事務局管理課)</p>
<p>2 9 県有土地利用検討委員会への報告の早期化について  ( 4 - 3 - 1 8 頁 )  県有土地利用検討委員会の検討対象について、更地にしてから検討を行うのではなく、未利用になる可能性がある時点で検討対象とすることが望ましい。</p>	<p>平成 2 0 年度以降、県有土地利用検討委員会では、施設の廃止方針が明確になった段階から施設廃止後の処分又は利活用方法について検討を行ってきたところであり、そのような取扱いが徹底されるよう改めて各部局に周知する。(総務部管財課)</p>
<p>3 0 県有土地利用検討委員会への報告の早期化について  ( 4 - 3 - 1 9 頁 )  高崎警察署片岡公舎について、解体方針が決定された時点で、県有土地利用検討委員会へ報告し、全庁的に検討対象とすべき。</p>	<p>平成 2 4 年度までに用途廃止方針を決定し、速やかに県有土地利用検討委員会へ報告するとともに、他の利用方法等が見込めない場合には解体する。(警察本部高崎警察署)</p>
<p>3 1 県有土地利用検討委員会への報告について  ( 4 - 3 - 2 0 頁 )  農林大学校実習水田は、本来の取得目的と違う使用がなされていることから、県有土地利用検討委員会において全庁的な観点から利用又は売却の検討を行うことが望まれる。</p>	<p>県有土地利用検討委員会への報告については、農業協同組合に対する貸付契約期間が満了する平成 2 5 年 4 月以降に行う。  なお、全庁的な再利用、売却等に際し、当該地は、土地利用規制法(農業振興地域の整備に関する法律、農地法)の適用を受けるので農地としての利用に限定される。(農政部農林大学校)</p>
<p>3 2 県有土地利用検討委員会への報告の早期化について  ( 4 - 3 - 2 0 頁 )  前橋警察署副署長公舎について、</p>	<p>平成 2 4 年度までに用途廃止方針を決定し、速やかに県有土地利用検討委員会へ報告するとともに、他の利用方法等が見込めない場合には解体する。(警察本部高崎警察署)</p>

<p>解体方針が決定された時点で、県有地利用検討委員会へ報告し、全庁的に検討対象とすべき。</p>	
<p>3 3 土地の有効利活用について (4-3-21頁) 清水町駐車場の旧保健福祉事務所を取り壊して駐車場とすれば、薄根町駐車場の利用台数は確保でき、薄根町駐車場は未利用となるため、有効活用の検討も可能となる。</p>	<p>清水町駐車場等の有効活用について検討するため、平成23年6月に県民局内に検討会を設置し、倉庫の必要性の有無、倉庫を撤去する場合にかかる経費、他に保管場所を求めた場合の経費、薄根町駐車場を売却した場合の売却益等、費用対効果も含めた詳細な検証を行い、報告書を10月に取りまとめた。 今後、関係機関と協議の上、対応について決定する。(利根沼田県民局利根沼田行政事務所)</p>
<p>3 4 「公共施設のあり方検討委員会」の報告対象施設の対応について (4-4-6頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あり方検討委員会の報告を踏まえて設定した目標を達成するための具体的行動についての数値目標の設定が不十分である。</li> <li>・現在の計画は、利用者数を指標としているが、金額ベースでの収支計画を作成すべき。</li> <li>・進捗管理を適時に正確に行うためにも年度の収支計画を月次まで細分化し、実績(収支)との比較を行うべき。</li> <li>・現在策定されている企画展ごとの入館者見込み数に対する実績の要因分析を実施すべきである。</li> <li>・現在の県の制度の枠組みでは、割引切符や後納の仕組みがないが、集客力を高めていくためには、柔軟な制度の構築が望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度から現在の数値目標に企画展の入館者数を加え、具体的行動についての数値目標を充実させる。 平成23年度から利用者数の計画に加え、金額ベースでの収支計画を作成し、収支状況を管理していく。 平成23年度から年度の収支計画に大きく影響する企画展ごとの収支計画を作成し、実績(収支)と比較検証し、進捗管理を正確に行う。 県民目線による施設運営を徹底するため、平成23年度に事業評価システムを試行し、平成24年度から実施することで、実績を要因分析し、企画展や運営方法の見直しに反映させる。 集客力を高めるため、平成23年2月定例県議会で設置管理条例を改正し、平成23年4月から観覧料の後納(クーポン券の利用)ができるよう改善した。(生活文化部文化振興課)</li> <li>・妙義青少年自然の家については、平成25年度の年間施設利用者目標として設定した合計8万人を青少年教育3施設(北毛・妙義・東毛青少年自然の家)ごとに振り分けた数値目標を設定する。 ぐんま昆虫の森及びぐんま天文台については、あり方検討委員会の報告を踏まえて策定した「4力年計画」を達成するための具体的行動について、平成23年度上半期までに数値目標を設定し、収入見込みを含めた収支計画(平成23年度~24年度)を策定した。また、平成23年度の収支計画を同年度上半期までに細分化して、実績と計画を比較して検証した。 ぐんま昆虫の森の企画展ごとの分析に当たっては、企画展が常設展示の一部として開催し、特別料金を収納していないことを考慮して、入園者見込み数に対する実績の要因分析は月次の入園者数で実施する。 集客力を高めるため、ぐんま昆虫の森及びぐんま天文台については平成23年2月定例県議会において条例改正を行い、平成23年度から後納による入館料の納付もできるよう改善した。 (教育委員会事務局生涯学習課)</li> </ul>
<p>3 5 公舎の民間賃借の利用検討と一元管理について (4-5-3頁) 公舎については、行政改革推進法の趣旨に則り民間の建物の賃借と取得の比較検討をすべき。 公舎管理を全庁一括で外部委託することも検討すべき。 公舎の所管が各部局となっているが、一元的管理が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度中に空室となっている公舎の民間への貸出しや公舎管理の全庁一括外部委託について関係部局と協議する。(総務部管財課)</li> <li>・今後、警察公舎を建設する際には、建設した場合と民間住宅等を借り上げた場合のどちらが有利なのか十分な比較検討を実施する。民間への貸出しについては、警察業務の特殊性から実施しない。(警察本部警務部会計課)</li> </ul>
<p>3 6 低利用公舎の見直しについて (4-5-4頁) 館林商工高等学校教職員公舎について、今後も相当期間、利用者ゼロの状況が続くようであれば、民間住</p>	<p>今後数年の人事異動時の入居状況を見極めながら、利用者の見込みがたたないようであれば廃止を検討する。(教育委員会事務局管理課)</p>

<p>宅の活用等を考え職員公舎の廃止等も検討すべき。</p>	
<p>3 7 公舎等の取壊し予算の一元化について (4-5-4頁) 公舎等の取壊し予算は各部局の管理となっているが、各部局の予算とするのではなく、全庁的な予算とすることにより、機動的に取り壊すことができるものと思われる。</p>	<p>公舎等の取壊しについては、各部局からの要求を総務部財政課で一元的に精査し、緊急性や優先順位等を考慮して予算編成を行っている。 また、県有施設等の維持補修、修繕工事費等を効率的・機動的に整備できるよう、「県有施設特別維持修繕費」を各部ごとに一括計上している。(総務部財政課)</p>
<p>3 8 公舎の利用料金について (4-5-6頁) 「公舎利用料金算定基準」を明確な根拠に基づき説明できるよう再検討すべき。</p>	<p>現在の基準単価は、昭和50年9月に当時の県営住宅家賃を元に設定し、その後、消費者物価指数の変動率等を考慮して改定を重ねてきたものである。(総務部管財課)</p>
<p>3 9 老朽化による取壊し予算の一元化について (4-6-3頁) 取壊し予算は、建物の安全管理のために全庁的な視点での優先順位を判断し、計画的な対応が望まれる。</p>	<p>老朽化による取壊しについては、各部局からの要求を総務部財政課で一元的に精査し、緊急性や優先順位等を考慮して予算編成を行っている。 また、県有施設等の維持補修、修繕工事費等を効率的・機動的に整備できるよう、「県有施設特別維持修繕費」を各部ごとに一括計上している。(総務部財政課)</p>
<p>4 0 老朽化対策の全庁的で計画的な予算措置による建替え・移転について (4-6-6頁) 老朽化が進み耐用年数を超えた建物は、全庁的な視点で計画的に予算措置を講じて、建替えや移転を実施することが望まれる。</p>	<p>老朽化が進んだ施設の建替えや移転等については、各部局からの要求を総務部財政課で一元的に精査し、緊急性や優先順位等を考慮して予算編成を行っている。 また、県有施設等の維持補修、修繕工事費等を効率的・機動的に整備できるよう、「県有施設特別維持修繕費」を各部ごとに一括計上している。(総務部財政課)</p>
<p>4 1 解体費の正確な見積りにについて (4-6-7頁) 建物解体予算と実際の解体工事費に大きな差異が発生しており、予算の見積りは慎重に検討することが望まれる。</p>	<p>他の解体工事の予定価格と落札価格の状況を精査し、より適正な掛け率(低減率)を設定するとともに、見積書提出業者へのヒアリングを平成23年度から実施する。(県土整備部建築住宅課)</p>
<p>4 2 耐震化対策の一元的な管理について (4-7-2頁) 旧耐震基準により建設された建物で耐震未検討のものは、所管課の判断に一任せずに、全庁的に優先順位の判断を行う等一元的な管理を行うことが望まれる。</p>	<p>耐震化対策については、各部局からの要求を総務部財政課で一元的に精査し、緊急性や優先順位等を考慮して予算編成を行っている。 また、県有施設等の維持補修、修繕工事費等を効率的・機動的に整備できるよう、「県有施設特別維持修繕費」を各部ごとに一括計上している。(総務部財政課) 旧耐震基準の県有施設で耐震化が図られていないものについて、施設所管課へのヒアリングにより、今後の施設の活用方針や改修実績等を分析し耐震化の優先順位を定め、平成23年度から計画的に県有施設の耐震化を図る。(県土整備部建築住宅課)</p>
<p>4 3 土地開発基金で取得した土地のシステム入力時期と土地取得費用への付随費用の計上について (4-9-2頁) 土地開発基金で取得した土地について、一般会計への買戻し時点ではなく取得時点でシステムに登載すべき。</p>	<p>土地開発基金は、平成21年度末をもって廃止済みである。 公有財産管理システムに入力する土地の取得価格の見直しは、平成24年度に実施する予定の公有財産管理システムの改修に合わせて行う。(総務部管財課)</p>

<p>土地の取得価格には建物取壊し費用や移転補償費等の付随費用を含めるべき。</p>	
<p>4 4 廃川敷地・廃道敷地の管理の適正化について (4 - 9 - 4 頁) 廃川敷地・廃道敷地も現地の状況を的確に把握し、境界確定や県有地であることの表示の必要性について検討を行い、総務部長の決裁により実行されるべき。</p>	<p>平成 2 3 年度に実施した県有財産の管理実態調査に基づき、不適切な管理状況にある財産については所管課に改善措置を講じるよう指示する。(総務部管財課)</p> <p>廃川敷地及び廃道敷地の取扱いについて、総務部管財課と打合せを開始した。現地調査により個別の状況把握に努め、意見の趣旨に沿って対応する。(県土整備部監理課)</p>
<p>4 5 公有財産管理システム登載データの信頼性確保について (4 - 1 0 - 3 頁) A システム登載データの確認が不十分でデータの不備が散見されることから、入力データのダブルチェック及びモニタリングの体制の整備が望まれる。 B 借受財産の賃貸借契約の内容が変わった場合には速やかに公有財産管理システムの更新を行うべき。また、手書きの台帳は取りやめ、システムによる台帳のみとすることが望ましい。 C 交換により新規取得した土地の評価額は交換時の時価により算定すべき。</p>	<p>A 平成 2 3 年度中に入力ミスを根絶するためのデータチェック体制を整備する。(総務部管財課)</p> <p>B 平成 1 3 年度に手書きの台帳を廃止し、公有財産管理システムに移行していることから、公有財産管理システム登載内容の変更が生じた際には、速やかにシステム入力内容を更新するよう各分掌者に周知徹底する。(総務部管財課)</p> <p>C 指摘を受けた事例は公有財産管理システムへの評価単価の入力漏れが原因のため、平成 2 2 年度中に該当当局に対して修正入力を指示し、平成 2 3 年度中に修正入力が完了する予定である。(総務部管財課)</p>
<p>4 6 公有財産管理システムの有効活用のための要改善事項について (4 - 1 0 - 4 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐用年数の異なる附属設備(空調設備、電気設備、給排水衛生設備等)ごとにシステムに登載すべき。</li> <li>・ 大規模な改修等、財産価値が変動したり、耐用年数が延長するような工事は、システムに登載すべき。</li> <li>・ システムに入力する住所、日付等のデータの形式を統一すべき。</li> <li>・ システムに入力されている評価額等のデータはほとんど使われておらず、業務の効率性に大きな問題があると考えられることから、有効活用が望まれる。</li> <li>・ 建物の中にはシステムに登載されていない物件もあり、金額的重要性のある固定資産の登載基準を明確にすべき。</li> </ul>	<p>当該意見の趣旨を踏まえ、平成 2 4 年度に公有財産管理システムの改修を実施する予定である。(総務部管財課)</p>